2026.7.17

【最低賃金予想（2026 年度）】

全国加重平均で 1,192 円（＋6.3%）と予想

～高水準の引き上げ継続も、1,500 円達成は 2030 年代前半へ～

経済調査部　シニアエコノミスト
前田　和孝

ポイント

- **2026 年度の地域別最低賃金は全国加重平均で 1,192 円と、前年度から＋71 円（＋6.3%）になると予想**
- **「労働者の生計費」は前年より低下しているが、「労働者の賃金」が高水準を維持しているほか、「通常の事業の賃金支払能力」が改善傾向にあることから、前年度と同程度の引き上げ率が妥当とみる**
- **全国加重平均 1,500 円の目標達成時期は 2030 年代前半へ後ろ倒しされる見通し。中小企業への影響を抑えつつ、持続的な引き上げを進めるには価格転嫁にとどまらず、政府の生産性向上支援などが不可欠**

１．2026 年度は前年度と同程度の引き上げ率になると予想

2026 年度の地域別最低賃金は全国加重平均で 1,192 円と、前年度から＋71 円（＋6.3%）になると予想する（図表参照）。消費者物価の伸びは鈍化傾向となっているものの、春闘の賃上げ率が前年同様に高水準となったことなどから、引き上げ率は前年度と同程度になると見込む。

最低賃金は、①労働者の生計費、②労働者の賃金、③通常の事業の賃金支払能力の 3 つを総合的に勘案して決められる。3 要素の動向を見ると、まず、「労働者の生計費」について、2025 年 10 月から 2026 年 5 月の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）は、平均で前年比＋2.1%と前年同期（同＋3.7%）から伸びが鈍化した。また、年間購入頻度階級別指数による「頻繁に購入」している品目は同＋1.0%、食料・家賃・光熱費・保健医療サービスなど生活必需品を含む指標である「基礎的支出項目」は同＋2.2%となっており、これらも前年同期（同＋4.4%、同＋5.1%）から鈍化している。

次に、「労働者の賃金」について、2026 年春闘の第 7 回（最終）回答集計では、全体の平均賃上げ率が 5.01%と前年の 5.25%をやや下回った。一方、中小企業（300 人未満）は 4.69%と、前年（4.65%）をわずかながら上回った。ただ、日本商工会議所の「中小企業の賃金改定に関する調査」を見ると、正社員の全規模での賃上げ率は 4.29%と前年の 4.03%を上回っているが、20 人以下では 3.52%（前年：3.54%）と下回っており、規模によって差が出ている様子もうかがえる。

最後に、「通常の事業の賃金支払能力」について、法人企業統計における全産業（金融業・保険業を除く）の 2026 年 1－3 月期の経常利益は季節調整済前期比＋4.1%と、製造業がけん引役となり、4 四半期連続のプラス（増益）となっている。また、中小企業庁の価格交渉促進月間（2026 年 3 月）フォローアップ調査結果では、コストを「全額転嫁できた」と回答した企業の割合は 27.2%（前年同月：25.7%）、「一部でも転嫁できた」も 84.0%（同：83.1%）と前年を上回っており、中小企業の価格転嫁状況も改善傾向が続いている。一方、6 月調査の日

銀短観における、2026 年度の全規模・全産業の経常利益見通しは前年度比▲6.5%となっており、企業規模別では、大企業が同▲6.5%、中小企業が同▲9.4%といずれも減益で、特に中小企業のマイナスが大きい。

２．「労働者の賃金」と「通常の事業の賃金支払能力」が高水準の引き上げを正当化

以上、消費者物価は、食料価格の寄与低下やガソリン税暫定税率の廃止といった政策効果などによって、伸びが鈍化しており、「労働者の生計費」は前年より低下していると考えられる。一方、「労働者の賃金」については、春闘の平均賃上げ率が前年に引き続き 5%を維持したほか、中小企業も規模によってまちまちではあるものの、おおむね高水準と言える。また、「通常の事業の賃金支払能力」は、中東情勢の緊迫化などの影響により、利益計画は慎重化しているが、足元の企業収益は良好であるほか、中小企業の価格転嫁も進んでいることから改善傾向にあるとみられる。

これらをふまえ、2026 年度も前年度と同様、全都道府県を ABC の 3 つに分ける場合を想定し、中央最低賃金審議会によって提示される目安は、A ランクが 70 円、B ランクが 70 円、C ランクが 71 円と予想する[1]。

３．全国加重平均 1,500 円達成時期の後ろ倒しは現実的な判断

前年度は、地方最低賃金審議会における審議の結果、39 道府県で中央最低賃金審議会が提示した目安を上回る答申が出され、うち 11 県は 10 円を上回る引き上げ額となった。こうした動きに関し、6 月 23 日に公表された「令和 7 年度地方最低賃金審議会の審議結果を踏まえた論点と考え方の整理」では、近隣県等や同じランク内での過度な競争意識や、最下位回避の意識が高い引き上げ額につながったと整理されている。また、「とりわけ近隣県等との金額のみの比較だけで当該地域の最低賃金額を決めることや、最下位を避けたいという動機から、地域の実態と乖離した引上げ額を導き出すことは適切でなく、法定 3 要素のデータを総合的に考慮して地域別最低賃金額を決定すべき」との指摘もなされた。

加えて、「骨太の方針 2026（経済財政運営と改革の基本方針）」の原案では、「最低賃金については、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標（骨太方針 2025）の達成に向け、官民でたゆまぬ努力を継続し、労働生産性の継続的な向上を図ることで、遅くとも 2030 年代前半できる限り早期に全国平均 1,500 円を達成する」とされた。文中における「最低賃金」の登場回数も前年の 12 回から 5 回に減るなど、1,500 円目標の早期達成に対するトーンは落ちている。こうした点もふまえると、目安からの大幅引き上げを実施する都道府県は前年から減少する可能性が高い。

仮に 1,500 円目標達成を 2034 年度とした場合、単純計算で毎年約 3.3%の引き上げとなる。これは、過去 10 年の平均である約 3.4%に近いペースである。賃上げの機運を途絶えさせないために最低賃金の引き上げは必要だが、拙速な引き上げは中小企業を中心に雇用への影響が出かねない。2020 年代に達成する場合には、毎年約 7.5%という過去にないハイペースが求められる状況だったため、今回の達成時期の修正は現実的な判断と言える。

一方、最低賃金の引き上げを継続的に行なうためには、中小企業が人件費の上昇分を価格転嫁しやすくするにとどまらず、省力化投資や事業承継への支援など生産性向上を促す政策の実施が引き続き政府には求められる。

---

[1] 2025 年度は埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪が A ランク、北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡が B ランク、青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄が C ランクとなった。また、目安額は A ランクが 63 円、B ランクが 63 円、C ランクが 64 円だった。

（図表）当研究所の地域別最低賃金予想

都道府県	金額	都道府県	金額	都道府県	金額
北海道	1,145 (+70)	石川	1,125 (+71)	岡山	1,117 (+70)
青森	1,102 (+73)	福井	1,124 (+71)	広島	1,155 (+70)
岩手	1,104 (+73)	山梨	1,123 (+71)	山口	1,114 (+71)
宮城	1,110 (+72)	長野	1,131 (+70)	徳島	1,119 (+73)
秋田	1,104 (+73)	岐阜	1,136 (+71)	香川	1,109 (+73)
山形	1,105 (+73)	静岡	1,167 (+70)	愛媛	1,110 (+77)
福島	1,106 (+73)	愛知	1,210 (+70)	高知	1,095 (+72)
茨城	1,146 (+72)	三重	1,157 (+70)	福岡	1,128 (+71)
栃木	1,140 (+72)	滋賀	1,150 (+70)	佐賀	1,105 (+75)
群馬	1,138 (+75)	京都	1,192 (+70)	長崎	1,106 (+75)
埼玉	1,211 (+70)	大阪	1,247 (+70)	熊本	1,110 (+76)
千葉	1,210 (+70)	兵庫	1,187 (+71)	大分	1,111 (+76)
東京	1,296 (+70)	奈良	1,122 (+71)	宮崎	1,095 (+72)
神奈川	1,295 (+70)	和歌山	1,116 (+71)	鹿児島	1,100 (+74)
新潟	1,121 (+71)	鳥取	1,105 (+75)	沖縄	1,095 (+72)
富山	1,133 (+71)	島根	1,108 (+75)	**全国加重平均**	**1,192 (+71)**

（）は昨年度からの引き上げ幅。青色はAランク、橙色はBランク、緑色はCランクの都道府県　　単位：円

（出所）明治安田総研作成

本レポートに関するご取材やお問い合わせは以下までご連絡ください

明治安田総合研究所　シニアエコノミスト　前田　和孝

電話番号：080-2298-8278

e-mail：ka3-maeda@myri.co.jp

※本レポートは、明治安田総合研究所が情報提供資料として作成したものであり、いかなる契約の締結や解約を目的としたものではありません。掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。掲載された情報を用いた結果生じた直接的、間接的トラブルや損失、損害については、一切の責任を負いません。またこれらの情報は、予告なく掲載を変更、中断、中止することがあります。

●発行元●　株式会社 明治安田総合研究所　　〒102-0073 東京都千代田区九段北3－2－11 TEL03-6261-6411